

公 告

物品調達契約を制限付き一般競争入札により実施するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年6月2日

青森県知事

記

1 入札に付する事項

- (1) 品 名 検問車
- (2) 数 量 1台
- (3) 規 格 等 9に定める入札説明書による。
- (4) 納入期限 令和8年3月13日
- (5) 納入場所 仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目（「N01 自動車」）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は1の(1)に掲げる物品と同一の種類の物品について、過去5年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

（２）入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書を持参又は郵便により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期限 令和７年６月９日 １２時００分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目１番１号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

３ 契約条項等を示す場所等

（１）契約条項等を示す場所 ２の（２）のイに定める場所に同じ。

（２）契約条項等を示す期間 令和７年６月２日から同月１９日まで

４ 入札及び開札の日時及び場所

（１）日時 令和７年６月２０日 １１時３０分

（２）場所 青森県青森市長島一丁目１番１号

青森県庁舎 会計管理課入札室

５ 入札保証金及び契約保証金に関する事項

（１）入札保証金

免除する。

（２）契約保証金

契約者は、契約金額の１００分の５以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去２年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

６ 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

７ 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

８ 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から７日以内に契約を締結する。

9 入札説明書

この公告に記載された事項に係る詳細については、入札説明書によるものとする。

(1) 交付場所 2の(2)のイに定める場所に同じ。

なお、青森県出納局会計管理課ホームページにおいても公開する。

(2) 交付期間 3の(2)に定める期間に同じ。

10 本公告に関する問合せ先

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 017-734-9098